

総務常任委員会

平成17年6月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○木澤 正男	松田 正
西谷 剛周	森河 昌之	坂口 徹
		中西議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	企 画 財 政 課 長	藤原 伸宏
企 画 財 政 課 参 事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	清水 修一	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
教 委 総 務 課 長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生 涯 学 習 課 長	阪野 輝男	同 課 長 補 佐	山崎 善之
同 技 師	平田 政彦	同 技 師	荒木 浩司
監 査 書 記	佐藤 滋生		

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 西谷委員、坂口委員

委員長

おはようございます。

委員の皆さんには大変ごくろうさまです。

ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、西谷委員、坂口委員のお二人を指名いたします。

委員長

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます
はじめに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第34号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
を議題とし、理事者の説明を求めます。植嶋税務課長。

税務課長

まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

税務課長

5月20日総務常任委員会でご説明申し上げました内容と変わって
おりませんので、簡単ではございますが、ご説明申し上げます。要旨
をもってご説明させていただきます。

平成17年度地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正
する法律（平成17年法律第5号）が平成17年3月25日に公布され
たことにより、条例（例）により所用の改正を行なうものでありま
す。

その主な改正の内容でございますが、個人住民税では同所得の現役世代と高齢者間の税負担の公平性を確保するため、65歳以上の者のうち、前年の合計所得が125万円以下の者に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止するというものでございます。

2つ目といたしましては、近年のフリーターの増加など、雇用形態の多様化に伴い、年途中での退職者について提出義務を拡大するものでございます。

固定資産税関係では、住宅が震災等により滅失、損壊し、避難指示が長期間に及ぶ場合、震災等の発生から避難指示等の解除後、3年度分までの当該土地を住宅用地とみなす措置を講じるものでございます。

その他の改正といたしましては、金融証券税制改正では株式市場の活性化の観点から自己の公開株式を公開買付けを行なった場合、みなし配当課税の特例期限の延長、特定管理株式が価値を失った場合の譲渡損失とみなす課税の特例の喪失、日本郵政公社の業務の特例に関する法律の施行に伴いまして、上場株式等を譲渡した場合の株式等に掛かる譲渡所得の課税の特例に追加すること、ベンチャー企業を支援する観点から特定中小会社が発行した株式に係る繰越控除及び譲渡所得等を2分の1とする課税の特例の延長等がございます。以上、簡単ではございますが、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

木澤委員 事前委員会の中で、斑鳩町内での影響等について数字等、報告をいただいておりますが、今回の税制改正、特に、人的課税の見直しの分で、65歳以上の方に合計所得金額が125万円以下の方が住民税非課税から課税になることによって、新たに住民税の負担以外の部分で、例えば、介護保険等で新たな負担が発生してくると思うんですが、町の方としてその部分について、どのように認識をされていますか。

税務課長 今回の税制改正に伴いまして、非課税世帯が課税になるというところで、現行制度の影響が出る部分といたしまして、主なものでございますが、65歳以上70歳未満の方が対象となる老人医療費の助成、老人保険制度での利用者負担限度額及び入院に伴う食事代、国民健康保険制度では利用者負担限度額及び入院に伴う食事代、介護保険料での保険料の段階の適用の基準、高額介護サービスの段階の適用基準、介護保険施設での食事標準負担額等がその影響が出るというふうに言っております。

木澤委員 住民税が増えるというだけでなく、制度に係わって二重に負担になる、三重に負担になるという状況が出てくると思うんです。また、この制度改正によって深刻な影響として、寡婦控除が受けられない方が出てくると思うんですが、その点についてどのように認識されておられるのか、少しお聞きしたいと思います。

税務課長 今回、非課税の中には、寡婦と寡夫の方ですが、この分についての非課税措置は残るということでございます。

木澤委員 私の言い方が言葉足らずでしたが、生前ご主人がおられて、その方が死別をされた時には寡夫控除の適用にはなると思うんですが、離婚をされている方というのはその適用外になってしまい、なおかつ今回の制度改正によって所得の限度額が125万円から35万円に下がってしまうという状況が起こってくると思うんですが、そういう方は非常に生活が困難な状況が出てくると思うんですが、その点についてはご認識いただいているかと、お聞かせいただこうかと思ったんですが。その点についてはいかがでしょうか。

税務課長 今回、主となってきますのが、年金所得でございます。年金所得については、ご主人が亡くなられてまして、遺族年金ということになり

ますと遺族年金自体が課税の対象になってないということでございますので、それについてはそんなに影響がないと聞いております。

木澤委員 町としてそんなに影響がないと見ておられるようですが、その他の部分で先ほどお答えいただいた部分でも、今回の改正によって、非常に高齢者にとって、二重、三重の負担になるということもあり、私としては今回の制度改正というのは、国の改正に伴う改正ではありますが、賛成できる立場にはないというふうに、これは意見として申し上げておきたい。そして、近年の高齢者に係わる老年者控除の廃止、また今回の税制改正等によって、非常に生活の中でお困りの状況が出てくると思うんです。そういった方が町の窓口等に相談に来られた場合には、町としても真摯に対応していただきますように、これは要望申し上げます。終わらせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第34号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議あり)

委員長 異議ありとのことですので、これより討論を行います。
はじめに、本案を可決することに反対する委員の意見を求めます。
木澤委員。

木澤委員 それでは、議案第34号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の改正の中で特に人的非課税の範囲の見直しについて、年齢65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度分の個人住民税から廃止されることによって、町内でも640人が対象となり、平成18年度以降、これまで非課税だった世帯が段階的に課税されていく事になります。新たに課税対象となる夫婦のみの世帯では4,000円から20,560円、単身世帯では4,000円から41,700円の範囲で増税が見込まれています。また、今回の改正で住民税が非課税世帯から課税世帯に変わる事によって、住民税以外の部分でも新たな負担が生じてきます。介護保険料では、これまで非課税世帯であったため所得区分が第2段階の世帯が一気に第4段階まで上がってしまうケースがあり、そういった世帯では介護保険料が新たに年間18,500円の負担増となります。また、医療費の部分では、65歳以上70歳未満で住民税所得割非課税の世帯は、町独自の施策により、医療機関にかかっても医療費の負担は1割でよい、いわゆる〇老の制度も非課税世帯から課税世帯に変わる事によって制度の対象から外れてしまい、医療費負担が1割から3割に上がってしまうケースが出てきます。さらには、高額医療費の限度額が35,400円から72,300円に引き上がる。入院時の食事代が650円から780円に引き上がるなど、住民税が非課税でなくなることによって発生する負担は高齢者にとって二重、三重の負担増となり、生活力を奪うだけでなく、受診抑制を招くなど、深刻な事態を引き起こしかねません。

また、今回の制度改正の影響が特に深刻なのは、ご主人と死別ではなく離婚をされて単身となった高齢女性です。そうした女性の場合、「寡婦控除」に該当しないため、今回の改正によって非課税限度額が125万円から35万円に急激に引き下げられてしまい、生活が困難な状況に陥ることが想定され救済策が求められます。

このように本来、税負担能力がない、または著しく力の弱い住民に対し、税負担を求めることは租税政策上、適当ではないことから、これまで非課税とされてきました。今回の税制改正は国の税制改正に伴

った改正であり、そうした高齢者世帯に対して、「現役世代との税負担の公平性を確保する」として非課税措置を廃止するという国のやり方はとても納得できません。住民の暮らし、福祉を守るという立場から、地方自治体として国で決まったから仕方がないとせず、国に対しておかしいものはおかしいと意見を上げていただきたい。また、近年の高齢者への制度改正の影響を受けた住民さんから相談があった際には、町として真摯に対応していただきますことを強く要望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成する委員の意見を求めます。
坂口委員。

坂口委員 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

今回改正が行われる、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止は、所得税にない、個人住民税独自の制度であり、生活扶助を受けている者、障害者、未成年者、65歳以上の者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の者について、一般的に所得稼働能力が乏しいものと考えられることから、均等割と所得割がともに非課税とされています。この非課税措置は、昭和26年に設けられたものであり、その後高齢者を支える社会保障制度が確立されたこと、また、近年の高齢者は、創設当時と比べ平均寿命が大幅に伸び、健康状態も格段に向上し、経済的にも豊かになっていることから、政府税制調査会の答申では本制度を見直すべきとされています。今回の改正は、高齢者を不利に扱うものでなく、高齢者を年齢だけを理由に優遇する本制度を見直し、現役世代と税制上同じに扱うことが必要であるとの観点で行われるものであります。

なお、改正に当たりましては平成18年度から3年間で段階的に廃止することとしており、税負担の急な増加にならないよう配慮した措置といえます。

また、給与支払報告書については、1月1日現在の所在市町村に提出することとされていますが、年途中での退職者については提出されない状況がありました。最近、フリーターやアルバイトなどの短期就労者が増加していることから、申告義務があるものの、結果として課税漏れが生じないように、年途中の30万円以上の退職者についても報告する義務を課された事につきましては、税収確保の観点から評価できるものであります。

最後に、固定資産税の改正では、住宅が震災等の理由により、住宅が滅失、損壊した土地についてやむを得ない事情により、当該土地を住宅用地として使用できない場合、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶ場合、避難指示等の解除後、3年分まで住宅用地とみなす措置が講じられている点についても必要な措置であり評価するものであります。このことから、今回の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての賛成の意見とします。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。よって議案第34号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

委員長

続いて、(2)議案第35号、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。
植嶋税務課長。

税務課長

議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

税務課長

要旨をもってご説明申し上げます。

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例同様、平成17年度地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）が平成17年3月25日に公布されたことにより、条例(例)により所用の改正を行なうものであります。

地方税法改正に伴う特例措置の縮減等により条文の整理を行なうものでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(質疑なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第35号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長

続いて、(3)議案第41号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)を議題と致します。理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政課長 では、議案第41号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）、ご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政課長 それでは、予算に関する説明書によりまして、まず歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の6ページをお開き下さい。

第16款財産収入では、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、第1節土地建物貸付収入で、土地賃貸料40万2,000円の増額をするものであります。これにつきましては、斑鳩町土地開発基金で保有をしておりますJR法隆寺駅南側駐輪場用地の一部を、法隆寺駅舎橋上化工事を施工する工事業者に、JR敷地内への工事車両の進入路として貸し付けしましたことから、その土地使用料収入を追加補正するものであります。

次に、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入、第1節不動産売払収入では、龍田南2丁目地内の里道の用途廃止にともないまして、当該土地30.95㎡を払い下げしたことにより、その売払収入149万8,000円を追加補正するものであります。

次に、第20款諸収入、第4項雑入、第4目雑入、第10節雑入では、消防団員4名の退団に伴いまして消防団員等公務災害補償等共済基金から退職報償金206万1,000円を受入れるものであります。

また、次の第5項貸付金元利収入、第1目貸付金元利収入、第1節貸付金元利収入では、福祉医療費資金貸付金元利収入として150万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、8ページをお開きください。歳出のご説明をさせていただきます。第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費では、歳入でご説明申し上げました、不動産売払収入149万8,000円を財政調整基金に積立てるものであります。また、土地開発基金に係る

財産貸付収入40万2,000円につきましては、斑鳩町土地開発基金条例第6条に「基金の運用から生ずる収益は、斑鳩町一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。」と規定されておりますことから、同基金に積立てるものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目医療対策費、第21節貸付金では、福祉医療費資金貸付金としまして210万円の追加補正をお願いするものであります。今般、福祉医療制度が改正され、本年8月より自動償還方式に統一され、福祉医療の受給者は、医療機関受診時に窓口で自己負担額をお支払いいただき、その後において、助成金が受給者の預金口座に自動的に振り込まれることとなりました。窓口での支払いが困難となる受給者も想定されますことから、斑鳩町独自に資金貸付制度を創設することとしましたので、その貸付金の追加補正をお願いするものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、消防団退団者4名に退職報償金を支給するため、報償費206万1,000円の増額補正を行うものであります。

最後に、第12款予備費については、今回の補正に要する財源として60万円の組替えをお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻り願いたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上で、平成17年度の斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。なお、他の常任委員会に係る補正予算の各事案については、それぞれの担当常任委員会で説明され、了承をされているということであり、あらかじめご承知をいただいて、質疑をお受け

することといたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第41号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長

次に継続審査についてであります。

(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題と致します。理事者の報告を求めます。

阪野生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは継続審査でございます斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

前回の委員会の中でご指摘をいただきました今後の史跡整備に係る費用面を含めた整備計画について、資料1に基づきましてご報告を申し上げます。

史跡藤ノ木古墳の整備に関することについては、前回の委員会でご報告いたしました次回の整備検討委員会の開催につきましては、委員の方々の調整を図りまして、6月20日に開催する運びとなりました。内容といたしましては石室の仕切りの方法や石室入口部分の整備手法の検討であり、前回、当委員会でご報告しております第6次調査成果についての概要を報告する予定であります。なお、主な整備の概要については資料1の総括説明表、1ページの下段の中に掲載させていた

だいております。今後はこれまでの検討事項を調整いたしまして、本年度は費用350万円をもって、整備基本設計書の作成に向けて、作業を進めてまいりたいと考えております。その後18年度には費用2,000万円をもって、測量並びに実施設計を行ない、実施設計が完了次第、直ちに石室並びに復旧等の整備に入り、19年度末には学習施設を除く史跡地内の完成を予定している所でございます。また、整備に掛かります費用といたしましては1億6,583万円を見込んでいます。なお、学習施設等につきましては藤ノ木古墳周辺の既存施設を活用する方向で現在検討を進めている所でございます。

続きまして史跡中宮寺跡の整備計画についてご報告申し上げます。史跡中宮寺跡整備計画につきましては、平成23年度の完成を目指して事業を進めております。まず、史跡整備の考え方、方向付け等につきましては、資料2ページの下段のとおりでございます。史跡地の買い上げにつきましては平成15年度から17年度の3ヵ年計画で実施している所でございます。ただし、地権者1名については納税猶予の手続きを採られており、その満了が平成18年になることから、この方につきましては平成18年度に買い上げを実施する予定でございます。また、史跡地の買い上げにつきましては、平成17年度で大半が公有化できることから整備工事に先立ちまして、整備に伴う発掘調査を平成18年度から20年度までの3ヵ年で計画をいたしております。これはこれまでの調査が遺跡の範囲を確認することに重点をおいた小規模な範囲による調査であったことから、遺跡の内容を確認し、整備を適切に行なう事を目的とした調査を行なう必要があるためです。発掘調査の費用につきましては3年間で3,000万円を予定いたしております。発掘調査の最終年度である平成20年度には基本設計を作成する計画であります。14年度に策定をいたしました基本構想をもとに発掘調査の成果を反映させたものを作成する予定であります。この費用といたしまして500万円を見込んでおります。また、翌21年度には実施設計書の作成及び測量等を行なう予定をいたしております。これらの費用といたしまして3,000万円を見込んでおります。

この実施設計をもとに平成22年度に着工、本体整備を行なっていく計画であります。整備費用として7億8,400万円を見込んでいるところでございます。平成17年度から23年度までの事業費は13億2,100万円でございます。

史跡駒塚古墳の整備計画につきましては、地域の歴史遺産として貴重な遺跡であることから、町史跡の指定を行なっております。これらの古墳の保存と活用を図っていくため、今後は整備等を含めた内容について文化庁をはじめ、県、橿原考古学研究所、奈良文化財研究所など、関係機関と協議を行いながら進めていく計画であります。なお、整備費用といたしましては概算で4,500万円程度を見込んでいるところでございます。

以上で、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告を終わりますが、この資料はあくまでも予定でございまして、各史跡の今後の調査等により、文化庁、県及び検討委員会の議論、協議の過程で、また、国、県の補助金の補助率等、不確定な要素も多分に含まれておりますことから、整備完了までの期間に変更が生じることがございます。今現在の計画ということで、ご理解のほど、よろしくお願いいたしたいと思っております。簡単ではございますが、以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

松田委員 曖昧さを残している部分が非常に多いと思うんですけど、藤ノ木関係で、概ね今まで言われて来たことがここに書かれているんですが、この関係の整備と合わせてですね、関係が出てくるだろうと思うんですが、奈良新聞では国会議員の週間報告というのが掲載されています。5月20日付けの国会議員の週間報告の中での、滝衆議院議員の報告の中によりますと、4月25日に小城町長と意見の交換を行ったと。その内容というのは法務局の移転問題だと、いうふうに書かれていたんですが、斑鳩町は出張所を持っていることでもありますので、それら

に関連する関係で、意見聴取が現在行なわれているのかどうかということも気になりますので、4月25日の意見交換はどんなものであったのか、ということについてお聞かせをいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

町長 3月の予算委員会でも出てまいりましたように、法務局が来年の3月をもって廃止するというございますので、来年度の関係等について予算的にどうしていくのか、建物をどうする、そういうことについて、あらかじめ法務局としてどうされるのかという事について、滝副大臣と協議を持った次第で、概ね、予算をつける段階というのか、今年の12月までにあらかじめそういう事を提案をしてほしいと。私どもが望むところは、4町の均等で持つ分と、それ以外には斑鳩町出している分の土地がございますから、土地の問題等については4町を初め、斑鳩町のものでありますから、上屋の問題について、我々としては建屋を残してほしいということで、協議をさせていただいて、滝副大臣はそういう意向を十分伝えて、できるだけ早い時期に予算的な関係について検討してまいりたいということでございます。

松田委員 私はぼんやりしておったんか分かりませんが、3月議会でこれは報告されとるんですか。法務局の出張所がなくなるということについて。私は記憶がないんで、初めて奈良新聞の週間報告を読んで、そんな話が出ているのかなと気になって、法務局と書いているから出張所のこと、まさかと思って、何か気になるような事がありましたので、どうかなということ、前回の総務委員会でお尋ねをしたいと思ったんですが失念をしまして、今日になったんですが、今、町長が3月議会で、3月議会でそういう報告があったのかなと思っているんです。仮に、この関係について議会がまったく記憶に留めているかということが一つ疑問はあるんですが、問題は、仮にこの法務局がなくなって、建物をそのまま残せと言われていたんだという事になるとすると、現在ここでも書かれている藤ノ木古墳の関係の、あの周辺が住宅も建っ

て、かなり密集して来ている状況がありますから、観光なり、藤ノ木の視察などにお越しになったとしても駐車場的な事はあまりスペースがないということになりますし、資料の展示的な事もない、たまたま近くにとということになりますと、法務局の跡地なんかは、そういう事の場所としては考えられると思うんです。駐車場もあって、建物もあるということになりますと、それに転用するというような事も考えられてもいいんじゃないかなと、ひとつの考え方としては出てくるんじゃないかなと思うんです。そこで、藤ノ木古墳の整備計画の中には、その事は触れてないんですよ、そういう方法と合わせて具体的に説明をする機会があるとすれば、してほしいなというふうに思っています。これはまだ不確定要素があり、言えないんかどうかしりませんが、計画があるという事については言っているんだという事であれば、私の失念でありますから、そのように理解をせざるを得ないと思うんですが、その事がひとつ。二つ目の関係、中宮寺の関係ですね、用地取得の関係について我々の理解では3カ年計画というふうに思っているんですが、そうすると今年度で終わると思うんで、この計画を見ますと18年度入ってますね。18年度というのは恐らく、開発公社の所有地の関係を言っているのかなと思うんです。それから、ここ2年ほど、ある意味では途切れてくるという状態になってくると思うんです。これはどうしてそういう事になるんでしょうか。今までこれだけ土地を公有化をしなければならんのかということがあるという事で、この3カ年計画を決めた時にいって、住民の疑惑なり、何なり、生じないためにも、用地取得ができれば直ちに整備に入っていけるという事を考えるべきだと言ったんですけど、17年から、18年も用地取得関係まわってくるし、2年間空白状態があつてですね、そして後続けるんだと、いうような計画になっているんですけど、その辺の関係をみると、必ずしも今日までの我々に説明してきた関係と、ちょっと違いがあるんじゃないのかなというように思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

生涯学習
課長

ご指摘の件でございますが、先ほど説明で申し上げましたように、今日まで地権者の方調査してまいった訳でございますが、1名の方につきましては開発公社所有地ではなくて、納税猶予の手続きを採っておられる方がございまして、その方を調べさせていただきますと、18年の年まで、手続きを取られているということで、納税猶予の手続きが18年度中に満了するというところでございます。そこまで待っていただきたいということでございましたので、止む無く18年度、1件だけ用地買収が遅れたという事でございますので、ご理解のほどお願いいたしたいと思っております。

後の計画の進め方でございますが、17年度で概ね、大半の公有化が完了いたしますので、18年度から面的な調査を実施させていただきます。調査が完了した段階で基本設計等をくくっていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたしたいと思っております。

松田委員

やむを得ないそれぞれの事情があるんだと思うんですが、前回までは17年度の公有地化を図る関係について、若干、協議の面で残されているのは中宮寺自身の関係だと言われている訳ですね。他の関係は進んでいる。ところが今回は、相続の関係でしょうか、事情として推定するんですが、そういう関係が出てきているから18年度になっているんだという関係などについて、今日初めて言われている事なんです。今までそういう事をいった事ありませんよね。だから、結局、つじつま合せて、その都度、その都度、良いように言われている感じがするので、基本的、具体的な、きちっとしたものを出してほしいということをお願いしたんですけど、どうしてもその時、その時の関係で内容が変わってくるという面があるんですよね。そういった面について、やむを得ないんか分かりませんが、つき合わせていくと違うんですよ。どう変わってきたかということを具体的に説明してくれればいいが、それはなしに行ってしまう。ということになりますと、本当にそういう事を把握しながら、真に、理事者側と議会との関係、所管委員会との関係について意思の疎通を図りながら進めていくという

ことにはならないのではないかと、非常に意思の疎通を欠く面があるんじゃないかと、後から出ますけども、そういう感じがしますので、十分今後そういう事のないように、お願いだけ申し上げておきたいと思えます。十分な配慮をしてほしい。言ってみても仕方がないですから、そういうふうに申し上げておきたいと思えます。

町長 松田委員の先ほどの関係につきましては、3月の予算委員会で小野議員から質問があった中で、そういう事があるのに十分な対応をしていないのはおかしいと、いう事がございましたので、3月議会とかそういう事ではなく、廃止になるということはまだ報告はしていないということで、報告する義務を怠ったということでございます。

松田委員 そうすると、先ほど言われましたように、土地の関係、法務局の方針がやむを得ないということの判断に立たざるを得ないとするならば、その土地をどういう風に利用していくのか、あるいは建物を、町長は残してくれと言ってるけど、単に残していくんじゃないに、どういう関係で利用するのか、いう関係の構想をじっくり詰めていただいて、法務局との到達点がどういう事になるか分からないようなんですが、そういう面についても詰まってくれば、委員会などにもご報告いただいて全体の理解を深めていくように配慮してほしい、こういうふうにお願いをしておきたいと思えます。

委員長 他に質疑ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け了承したということで終わります。

委員長 続いて、その他の審査事項として大字龍田財産区（下司田池）に係

る建物収去明渡請求事件について、理事者の説明を求めます。

(「ちょっと待ってください」との声)

松田委員 議題に入る前に、ちょっと確認をしておきたいんです。ここでは審査事項になってますが、この件については、この和解案の取り扱いについて、報告として受けとめるべきなのか、あるいは前回の総務委員会でも言われてますように、6月6日に最終的な和解案に到達するであろうということで、到達すれば6月議会中にそれぞれの議案の整理をして提起をしたいというふうに理事者側から求められている訳です。そしてそういう報告が委員長からも本会議で行なわれているんですが、そういう前提に立って、追加予定事案の説明という関係で聞くべきなのか、あるいは議案の議案審査という立場で聞くべきなのか、その位置付けを明確にしておいていただいて、中に入ってほしいというように思うんですが、どちらなのでしょう。

委員長 一応、説明をお聞きするという形で捉えておりますけれども、総務委員会においてはこういう事については今までの慣例上、その他の審査事項という形の名目でもってやっておられたということをお聞きしておりますので、そのように今回もさせていただいたということです。

松田委員 確かにこれは、斑鳩町の会議の規則、あるいは慣行、先例、会議規則その他から見ていって、会期中に追加事案として提起をしなければならない事項が発生した場合、取扱いについては明確になっていないんですよね。きっちりしたものがないんですよ。特に議会は、今言われる関係、本会議を開いてそしてそれで付託をする、あるいはそれぞれの取扱いをしないと決められないというふうなこと言うんですけど、それも明確ではないんです。特に、議会は初日の本会議と、そこであらかじめ決まっている問題については追加日程として取扱うことが、その取り扱いというのは最終日と、こういう事にも前提に立っている。

最終日に本会議ということで4回あるんですが、その間に各常任委員会を行なう、その間に所管の委員会事項に帰属する事案が出てきたとしても、初日に議事日程その他を決めていると。議運が一番最後に開かれると。その議運の性格というのは、付託をした各委員会の議案の審議状況を確認して、最終日に本会議の手続きだけ決めるということになっているんです。緊急にこういった事案が出た場合に、たまたま所管の委員会が開かれるにも関わらず、審議をする事項にはならないということなんですよね。私はそういう関係について、規程なり、規則なり、慣行等の運用で不十分さがあるかもわかりませんが、あまりにも、問題はいかにして十分な審議を尽くす事ができるかどうか、そして住民の期待に応えるかどうかというのが我々の任務だと思う。そういう意味について、この種の問題について、後でも見たら分かりますが、関係についても諮られているんです。しかしながら、結果についてそういう事も予測されているということを委員会で言われて、委員会が報告をしながらも、取扱いについて、まったく、今日の報告のような関係、そういう性格のものではないと思うんですよ。そういう意味から言って、こういう取り扱いというのは一体どうなのかなと思いますから、慣行がどうだこうだというよりも、審査事項として、あるいは事前審査として扱うなら、事前審査として総務委員会としてはきっちりとするという関係なり、何なりしてもらわないと、慣行、慣行と言うけども、いい慣行もあれば悪い慣行もある、不十分な面があってそういう事になっているということも、あるいはすると思うんです。そういう事をしばしば、議会の側から言えば、理事者側に追求したりする事もあるんですけど、僕はそれだけでは不十分で、議会としてもそういう面について不十分な面があるとすれば慣行は作っていったらいい事なんで、改めるべきものは改めたらいい事であって、そして十分にその内容を審議できるという事の方が望ましいと思うんですよ。そういう意味からして、今回の場合のこの問題などについては、かなり全体的な議論もあるんだと思うんですけど、単に形式的に慣行がそうであったから、ぼんと、説明受けていくんだと、それは最終的にな

ったら聞きおおくに留めるといふ、一般的な報告、その辺のところ、一体、どう基準を決めて、扱われていくのか、いろいろ見ているんですけど、書いてみてるんですけど、この辺がはっきりしないんですよ。これはやっぱり、議会の側にも責任があるし、議会の関係の、議運の任務と必ずしもならない訳です。その間、何も書いてない訳ですから。慣行という関係については、この種の中身の問題の慣行というのは、今までない訳です。専決処分だとか、人事関係だとか、初日にやったのはありますよ。そういう意味として、慣行、慣行という事になって、いたずらに、審議の中身なり、審議なりを制約するような関係で取扱われたんでは、議会自らが議員の首を絞める事になりはせんかというような事も思いますし、たまたまこの関係については総務常任委員会で非常に今まで議論をしてきている問題ですから、総務常任委員会で報告を受けたり、審議をすることについて私は否定するのではないんです。ただし、私どもがこの場所において審議をする限りには、その性格を明確にして審議を始めていく必要があるだろう、あるいは審議をするなら審議、説明を聞くなら説明を聞く、ということをはっきりしておかないと、後でお困りになるのは委員長だと思うんですよ。委員長、お困りになって、最終的にどうまとめるか、あるいはどう報告するかという関係になると思いますから、その辺はきっちりして、どの程度まで我々は踏みこんだ議論をしていいのかどうか、ということに係わる問題だと思いますから、はっきりしてほしいんですけどね。

委員長 一応、報告を受けるという事にはなっておりますけれども、各委員さんは審議と同等の重みでもって、それぞれ質疑していただければ結構かと思っておりますので。そして、やり方については全員協議会、また、議会運営委員会で議論していただいて、結果を出していただければ幸いです。

松田委員 結局はね、各常任委員会の全ての審議が終わってしまってから、総務委員会というのは、先ほども言いましたように、議運が20日に行

なわれる訳ですよね、あらかじめ日程は決まっている訳です。20日の日の目的の議運というのは、最終的に追加事案をどうしよう、こうしようというのが目的ではなくて、付託した事案をどういう結論になったかなど、本会議賛否の討論が必要なのかなど、討論いらんかなど、というような関係を決めているだけのことですよね。追加日程ということで、その追加日程というのは、大抵は委員会審議を省略をして、本会議で決まるという要素のものを言っている訳ですよね。その場合でも、事前審査ではなくて、事前の報告という事になって、各委員長報告してもですね、聞きおくに留めると、あるいは説明を受けたということに留まるということで、終わっている訳ですよ。今回もそういう事でもいいだろうということなんですよ。そういう性格のものと位置付けていいんですか。

委員長 本会議から付託を受けておりませんので、一応報告聞いたという形での処理でしか、私の方は報告できないように思いますが。
暫時休憩いたします。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時07分 再開)

委員長 再開いたします。
先ほどの松田委員の意見がありましたが、6月の追加議案の説明として受けとめて、行なってまいりたいと思います。ただし、皆さんの十分理解を得られるような質疑は活発にしていきたいと思います。
それでは理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政課長 まず、資料をご説明申し上げます前に、少しお時間をいただきまして、大字龍田財産区に係る訴訟事件の一連の経緯について集約いたしまして述べさせていただきたいと存じます。

経緯につきましては、資料の2の4にも簡単にまとめておりますが、

この訴訟事件の相手方である釣り池は、財産区設立以前から、下司田池水利組合と釣り池との間で賃貸借契約が結ばれ、釣り池として今日まで占有をされてきたものであります。昭和52年頃に、地元幸進町自治会より溜池の決壊した場合の補償問題が提起され、合わせて危険防止の要望があり、これをきっかけとして、溜池の補修工事の費用を溜池の一部を売却することにより捻出するため、当時、共有地であった溜池を、議会、県とも協議するなかで大字龍田財産区として管理することとなったものであります。

その後、平成8年に地元住民より、駐車場や池の放水の騒音、また、地下水の汲み上げにより地盤沈下が起きているのではないかとの陳情が寄せられ、地元自治会、釣り池、水利組合の間で話し合いももたれましたが、解決には至らず、財産区と水利組合が協議いたしまして、平成10年6月末をもって、水利組合が釣り池と締結していた賃貸借契約を解除し、明け渡しを求めておりました。その後においても釣り池を営業されておりましたことから、議会ともご相談申し上げ、平成11年6月議会に「訴えの提起について」の議案を提出し、6月17日総務委員会の可決、同22日に議決をいただき、同年10月12日に明け渡しを求める訴状を奈良地方裁判所に提訴いたしました。この訴状につきましては、資料の2の5にその写しをつけております。そして、同年12月7日に第1回の公判が開かれ、今日まで5年半にわたる年月を費やし延43回の裁判がもたれております。その間、裁判官より和解してはどうかとの勧めもあり、和解に向けた話し合いを進めてまいりましたが、双方の主張に隔たりが大きく、平成15年10月14日の第29回の公判において、裁判を裁判官3人による合議制に変更され、裁判長より判決を出せるところまで審理を進め、最終的に和解するかどうか尋ねるとの意向が示されました。

平成16年7月7日の第35回公判をもって審理が終結し、裁判官より次回に和解をするかどうか尋ねるとの意向が示されました。同年9月8日の第36回公判では、被告より和解条件を提示したい旨の発言があったことから、裁判官はこれまでの経緯から直ちに判決としな

い意向を示されました。また、財産区といたしましても、相手方よりこれまでになく譲歩の姿勢をみせられたことから、和解により早期に裁判を終結できるのではないかと考えまして、再度、和解の話し合いを行うことといたしました。

その後、双方の話し合いを行った結果、本年5月開催の総務常任委員会にご報告申し上げましたように、ほぼ和解の道筋がついたことから、この6月議会に和解について及びそれにかかる補正予算を併せ、3件の議案を追加議案として上程したい旨を申し上げたところでございます。

去る6月6日、6月議会の初日の日に公判があり、和解の内容について、双方基本的に合意に達しましたことから、この度、お願いしておりました議案について追加上程させていただくものであります。

和解の骨子は3点ありまして、まず1点目は、被告に対し原告は解決金として1,500万円を支払うこと、2点目は、建物及び栈橋等の工作物の解体撤去は被告において行うこと、3点目は、土地明渡しの期限を和解した日から6ヶ月以内とすることという内容となっております。

資料の2の1をご覧くださいと思います。

「平成11年（ワ）第564号建物収去土地明渡請求事件にかかる和解について」でございます。

「平成11年6月22日議決にかかる奈良地方裁判所係争中の奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘2丁目11番28号山田光治との建物収去土地明渡請求に関する訴訟事件は、次によって和解するものとする。」ということで、次に和解事項を記載させていただいております。

まず、1としまして、「被告は、原告に対し、平成17年12月27日限り、別紙物件目録1及び2記載の各土地（以下「本件土地」という。）上に存する同目録3記載の各物件を収去して、本件土地を明け渡す。」というもので、12月27日といたしましたのは、和解に係る議会の議決が前提条件ではありますが、一応、裁判所において、この6月27日に公判が予定されており、この日から6ヶ月を期限としたも

のでございます。釣り池については、廃業されるということをお聞きしておりまして、事業の整理に必要な期間として6ヶ月を見込んだものであります。

次に、2番目として「被告は、原告に対し、本件土地を権原なく占有していることを認める。」というものであります。

3番目は、「原告は、被告に対し、本件土地の明け渡しを、平成17年12月27日まで猶予する。」これは、1番で申し上げましたとおりでございます。

4番目は、「原告は、被告に対し、本件解決金として金1500万円の支払い義務のあることを認める。」ということで、財産区は、被告に対して1,500万円の解決金をお支払いするものであります。

ここで、解決金を1,500万円としました考え方について、ご説明させていただきます。解決金の算定にあたりましては、公共工事等に際し、立ち退きを求める場合の移転補償費を参考にさせていただいております。補償費の算出には、裁判所に提出されました写真、図面等の証拠書類を使用いたしまして、概算ではありますが、移転補償費を、約1,620万円と算定いたしました。その内訳は、建物その他の工作物に係る補償額として527万円、これにはのちほどご説明いたします解体撤去費274万円を含んでおります。また、営業補償としまして、廃止補償で計算をいたしますと、池に放流をされておりますへら鮎の売却損などを合わせまして1,093万円となっています。ここで算定をいたしました補償費は、被告から提出されました証拠書類を基にしていますこと、へら鮎の売却損についても想定で最大限の見積もりをいたしましたことから、解決金は、決して1,620万円を超えるものでなく、ここから幾分か減じた金額が妥当であると判断したものであります。また、今後の財産区会計の見通しを考えると、草刈等の維持管理費はもちろんのこと、溜池の補修費用や適正な維持管理のためのフェンス等の維持補修費用を留保しておくことが必要であり、これらのことを考え合わせ、解決金1,500万円とさせていただいたものであります。

次に、5番目であります、1、500万円の支払方法を定めてお
りまして、「原告は、被告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、
被告方に持参又は被告の指定する銀行口座に送金して支払う。(1)平
成17年7月27日限り金1226万円を支払う。(2)被告が第1項
を履行したときは、すみやかに金274万円を支払う。」ということで、
ここでいう274万円というのは、建物等の解体撤去に要する費用で、
被告が解体撤去するまでの間解体撤去の担保として留保しておくもの
であります。

6番目として、「被告が平成17年12月27日限り、第1項記載の
別紙物件目録3記載の各物件の収去を完了しないときは、被告は、原
告に対し、前項の(2)の解決金274万円を請求する権利を放棄す
る。」ということで、万が一被告が解体撤去をされない場合は、その費
用をもって財産区が解体撤去を行うこととなります。

7番目についても同様で、「被告は、原告に対し、平成17年12月
27日を経過した後、本件土地上に残置した物件のあるときは、その
所有権を放棄し、原告がこれらを如何様に処分しても一切異議を述べ
ない。」としております。

8番目は、「原告は、被告に対し、本和解成立の日から被告が1項の
義務を履行するまでの間の賃料相当損害金の支払い義務を免除する。」
として、和解後から明け渡しまでの間の賃借料については求めないこ
ととしております。これは次項とも関連をしておりますが、9番目と
して、「原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの
債権債務のないことを相互に確認する。」ものでございます。

最後に10番目としまして、「訴訟費用は、各自の負担とする。」こ
とを定めております。

次のページの別紙物件目録でございますが、ここでは1と2に明渡
しを求める土地について明記をしております。また、3には、撤去す
べき物件について明記しております。ここで⑥をご覧いただきたいの
ですが、ただし書きとしまして、「上記①から⑤までの各物件のうち、
土地の定着物である上記①の建物の基礎、コンクリート杭、階段、舗

装された通路、門扉及び金網フェンス並びに上記②の釣り池栈橋の基礎木杭を除く。」としております。コンクリート杭及び栈橋の木杭につきましては、これを撤去いたしますと、地盤が動くことも懸念されますことから、付近住民の方にご迷惑をおかけしてはならないと思慮いたしまして、解体撤去を免除させていただいたものであります。

なお、この度の和解は裁判上の和解といわれるもので、民事訴訟法第267条に定められた和解となっております。今後この和解案について議会の議決を賜りましたならば、その後の裁判におきまして、この和解内容が裁判調書に記載をされまして、その記載内容は、確定判決と同じ効力を有するとされておるものでございます。

続きまして、資料の2の2をご覧ください。

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算書(第2号)でございます。その4ページをお開きください。この補正予算は、歳入歳出の予算総額を補正することなく、歳出のみの補正を行うものであります。

先ほどご説明いたしました訴訟の和解にあたり、大字龍田財産区が相手方に支払います解決金、弁護士への成功報酬の支払い等の費用に充てるため、大字龍田財産区所有の池の堤塘部分を町の一般会計で買収することとしております。それに必要な予算措置を講じるものであります。

補正予算の内容でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費で、大字龍田財産区所有の池の堤塘部分を町が取得する費用として公有財産購入費2,161万5,000円の追加補正と、その財源として同額を第12款予備費から充当させていただく補正をお願いするものであります。

買い上げをいたします土地でございますが、資料の2の6をご覧ください。ただきたいと思えます。地籍図をつけておりますが、太線で囲いましたのが、大字龍田財産区の所有地でございます。下の物件目録にありますように、財産区の所有地は2筆ございまして、3,890㎡の溜池と948㎡の堤を所有しております。今回、買収をいたしますのは、物件目録2と書いてございます龍田西六丁目1265番の5の堤94

8 m²の部分でございます。

ここで、町が財産区財産を買い上げます考え方について、少しご説明をさせていただきたいと思えます。

財産区は、地方自治法において、西和消防組合や三室休日応急診療施設組合などの一部事務組合と同様、特別地方公共団体に分類をされております。したがって、普通地方公共団体たる斑鳩町とは、法人格が異なり別法人として取り扱われるものでございます。したがって、斑鳩町と大字龍田財産区との間において、金銭消費貸借契約でありますとか土地の売買契約を締結することができます。そして更に、財産区は、普通地方公共団体に適用されます財産に関する地方自治法の規定が準用され、この場合、大字龍田財産区が所有する溜池は、条例の定めを必要とする公の施設とはならないことから、普通財産として分類をされるものであり、普通財産の管理及び処分を定めた地方自治法第238条の5第1項の規定により、売り払うことができるものであります。大字龍田財産区につきましては、ご承知のように、財産区議会または総会、あるいは財産区管理会を有しておらないことから、今回のような財産の処分にあたりましては、財産区特別会計に予算計上し、財産区のある市町村、すなわち斑鳩町議会において予算議決をいただくことにより、財産処分をすることができるものでございます。

次に、土地代金の算定についてご説明させていただきます。

本来、財産を処分あるいは取得をする際には、適正な対価をもってすることになりますが、池の売買実例もほとんどないため価格水準がなく、不動産鑑定士においても池の鑑定評価をすることは非常に難しいとされております。敢えて鑑定評価をするならば宅地化した場合の評価、つまり、宅地としての評価額から造成経費等を控除したものを評価額とする方法が考えられるとお聞きしております。そのようなことから、無理に不動産鑑定士に鑑定評価をお願いしましても、時間も費用も相当かかりますことから、宅地化した場合の価格を独自に算定をさせていただいております。また、評価をするにあたりましては、今回の取引に係る堤部分だけで行うのではなく、将来的には、溜池部

分との一体的な土地利用が可能となることも考え合わせまして、溜池全体の評価をいたしております。

まず宅地としての評価額であります。昨年下司田池のほぼ隣接地において1坪当たり35万円で取引をされている事例がございましたので、これを基にしております。これから、土盛費用、整地費、地盤改良費、ヘドロの撤去処分費、擁壁等工事費の造成費を控除し、更に、下司田池には接道する道路もないことから、固定資産の評価に用います無道路地補正、通路開設補正を乗じ、また、道路からの奥行きによる奥行価格補正を行いまして、平米当たりの単価を2万2,800円と算定いたしました。この単価を用いまして、948㎡でありますから、2,161万4,400円となり、公有財産購入費として2,161万5,000円の補正をお願いするものであります。

続きまして、資料の2の3をご覧ください。平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算書(第1号)でございます。これの4ページをお開きください。

歳入予算の補正では、第3款財産収入、第1項財産売払収入、第1目不動産売払収入として、町への土地売却代金2,161万5,000円の追加補正をお願いするものであります。

また、歳出予算の補正では、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、弁護士成功報酬といたしまして委託料420万円、和解にかかる解決金として補償補填及び賠償金1,500万円の追加補正、また、第2目財産管理費では、建物収去後の財産区財産の適正かつ安全な管理を行うため、危険防止啓発看板等の作成費として需用費の消耗品費10万円、フェンス等の設置工事費及び擁壁を兼ねました水路改修工事費として工事請負費133万円の追加補正をお願いするものであります。

なお、6ページの予備費につきましては、今回の補正により生じた財源98万5,000円を増額し、今後必要となつてまいります財産の維持管理費及び維持補修費に充てるため留保させていただくものであります。

この下司田池にかかります訴訟事件につきましては、平成11年6月議会において訴えの提起についての議決を賜って以来、6年もの長い年月を費やしてまいりましたが、この間、議員の皆様をはじめ関係者の皆様には、大変ご迷惑とご心配をおかけしてまいりました。しかしながら、議員皆様の温かいご理解とご協力のお陰をもちまして、この度ようやく解決まで辿り着くことができました。これもひとえに議員皆様のお力添えを賜った結果であり、改めて深くお礼を申し上げたいと存じます。

以上で、追加上程を予定しております3議案のご説明を終わらせていただきますが、相手方との話し合いが長引いたとはいえ、この3議案を本会議初日に提案できなかったこと、また、当総務常任委員会に付託手続きをとれなかったことにつきまして、議長をはじめ議員皆様方には大変ご心配をおかけいたしましたことに深くお詫びを申し上げます。つきましては、この3議案を追加上程させていただくこととなりますが、どうか格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりました。午前10時45分まで休憩いたします。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時46分 再開)

委員長

再開いたします。

先ほどの説明についての質疑をお受けいたします。

西谷委員

龍田財産区特別会計予算の中で、5ページの委託料で、420万円、弁護士成功報酬ということで上げられているんですが、この明細について説明していただけますか。

企画財政
課長

弁護士委託料、成功報酬の計算につきましては計算式がございます。いわゆる、池の評価額を基に計算をされる訳でございます。それと合

わせて裁判が5年半の長きに渡っております。そういった事で相当額の加算をされます。そういった事から、実際に計算をされますと1,000万円を超えるのではないかというふうに思っております。そういった中で、特別に、町の財産区の会計の状況等もつぶさに弁護士さんにお話を申し上げまして、何とかこの420万円でやっていただけないかというふうをお願いいたしまして、こういうふうにさせていただいたところでございます。

西谷委員 5年半に渡るとい事なんですが、弁護士の成功報酬やから、この裁判について支払われている、通常手付という形でうって、そこからずっとされるんですが、通常の弁護士の活動については、別途、420万円と別に支払われているということなんですか。それとも、全部突っ込みで420万円ということなんですか。

企画財政課長 弁護士報酬に関しましては、弁護の着手をされます時に着手金といたしまして126万円をお支払しております。

西谷委員 少なくとも126万円で通常の裁判をされて、成功報酬で別途420万円ということなんですが、通常考えたら、例えば勝訴して、相手側から2,000万円とか、3,000万円とか、金を取ったと、それに対して弁護士の成功報酬というのは、通常の方だと思っておりますが、実際、弁護士に対して、斑鳩町自身は1,500万円払うということ中で、当然、斑鳩町からすれば少なくとも、これだけ町として当然、得るべき利益があつて、それに対する成功報酬だということになると思っておりますが、どうも今の課長の説明を聞いてますと、420万円となった根拠が全く分からないと、僕らは思うんですよ。1,000万円以上になるけど、420万円でしたもらったということで、町は言うけども、そうしたら420万がそうしたら、それがちゃんとした根拠のある数字なんかということについて、我々は全く審査する根拠を持ってないんですね。だから、通常、例えば、成功報酬をいわれ

る場合には弁護士から町の方に対して、これだけの私としては町に利益がありましたよと、それに対して私は何%の成功報酬をいただきたいというのは、これは通常の弁護士の請求の仕方で、当然、そういう内容についても恐らく町の方へ説明されて、420万円ということになったと思うんですが、その辺のところ、もう少し詳しく説明していただけますか。

企画財政
課長

成功報酬というふうには、弁護士の費用化といいますか、そういうふうにおっしゃっているようでございますけども、実際にはいわゆる着手金、前払金と成功報酬ですね、いわゆる残金の精算といいますか、そういう形でのお支払になるかと思えます。根拠を持たないという事でございますが、当然ながら、弁護士報酬の支払に関しましてはそれぞれ支払規程をお持ちでございます。先ほども申し上げましたように、この支払規程で請求をされますと、420万円では収まらないと。そういう事で、特に、お願いをして420万円にさせていただいたということでございます。ただ、実際に支払うという事になりますと、当然の事ながら、根拠という事でございますので、そういったものについての書類につきましては、弁護士に提出を求めたいと思っております。

西谷委員

極端に言ったら、今の段階では、本来からしたらこれだけの費用が掛かるんだけど、420万円にしてもらったという町の説明だと思うんで、そうしたら実際に、本来から言ったらこれだけの、今は少なくとも弁護士費用についても自由裁量の中でできる幅ができたと思うんですが、少なくとも最終日までに、そういう明細ですね、420万円以上、本来の形からしたら掛かるんだと、そういう資料みたいなものは提出していただきたい。そうでないと、420万円が妥当かどうか、我々全然、検討する根拠がありませんから、それだけちょっとお願いしておきたい。

総務部長

担当課長が申し上げましたとおりでございます。予算を現在、積算

させていただく中で、弁護士の先生とお話をさせていただいた中で、その中で・・・させていただいた訳でございますけども、実際に支払う段階におきましては、そういった委員さんがおっしゃっておりますような、根拠の中で支出しなければならないということは考えておりましたが、おっしゃりましたような内容につきまして、最終日の上程させていただく段階におきまして、お示しできるように準備をしたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

松田委員 まず始めに、理事者側の認識の問題なんですが、冒頭に説明の中で経緯についてということで書かれていて、経緯の関係について、議会との関係はみんな書いてないんですよ。平成11年6月17日に総務常任委員会に付託をして、訴えの提起をしたという事で、後はずっと裁判所との関係のだけですよね。ここで言われているような状態というのが、僕はやはり理事者側の感覚だと思う。口先だけでは、いろいろ議会で審議とか、議会にいろいろ協力を得ようとするとか、議会との関係がどうあったかということは全然触れようとしません。だから僕は一般質問で言っている訳。こんな事で議会と理事者側との信頼関係というのは成り立つんですかと言っているんですよ。特に、私はこの関係を見て、恐らくこの時点でも言っていたんだと思うんですが、平成15年10月14日ぐらいの29回公判ぐらいに、3人合議制にされて、最終的に和解するかどうか、尋ねますよという関係を言ったと書いている。この時分に、和解という事も当然、裁判の経過によって考えるかどうかという関係について、委員会とも議論をしていると思う。少なくとも何らかの保証金というか、和解金というか、そういったものを出すという状況になるだろうと、そういう時には住民にどう理解されるかということが必要で、和解であれば和解であったように、ところがなかなか当時の関係の池側の動きから見ると、納得してもらえないような額にはならんのかとは違うか。そうすると住民に理解してもら

えまいということで、町としては判決を求めると、その事を基本において対応するんだと、いうことをこの時期に、そういう方針を確認しながら進めてきていると思うんです。そういう事についての協議の態度とか、立場というものがここに全然、触れられてないんです。この辺についても、いろいろ議会はその関係では議論してきてるはずや。その方針に基づいて和解をしますと言うている訳や。見ているんやけど、確認していないんやけど、和解協議に応じるかどうかということについて、総務常任委員会に相談してくれましたな。この関係は書いてくれてない訳や。その時の関係で、町長も最後まで判決を求める事が必要と違うかという事を主張されたんだけど、助役さんがその他の関係、和解の協議言うてるんだから、そういう事に一度乗って見ないとしかたないと、会って見ないと言い出したわな。いろいろあるんだけど、最終的に総務常任委員会としての意向としては、町長の判断に委ねようということにして、先ほどのご答弁というのは無かった事にしまして、それは委員会の空気がそうだったから、そういうふうに言われたんだと思いますが、それに拘らずに町長にご一任しようという事に決めてるんですよね。ここが一番の決め手なんや。この裁判の関係についての、和解協議に応じた。そういう事を得ながら、和解協議に入る。とにかく聞いてみようということで、入るという事になって、ここで書かれているように、5回ほどやっと言ってましたな、和解協議、その方針を得てから和解協議に5回ほど入ったんだと思います。そして、6月6日ということになったんだけど、判決を受けると、判決を受けるということになったら、5月20日の時点では、こういうふうに和解内容を提示したんだとひとつも言わなかった訳や。この間の一般質問があつて初めて、和解内容という関係を言うている訳や。それまで、和解にこういう関係を提示しましたと言ってない。相手方が提示したんかどうか分かりませんが、うちの提示したやつを飲んでもらったんだという関係で、言うている訳やな。この辺のところについて、経緯については議会との関係なんかは本当に重視していったんだという、経緯に書いてない。肝心なことを。いろいろ、結論なり、

判断なりを求めているし、求められた限りにおいて、きちっと答えた方がよかろうという事なんで、努力をしている関係について、ひとつも出て来ない。こういう関係というのはどこから出てきますのかな。僕はこここのところから、こういう関係についての姿勢が問われて仕方がないと思うんです。全く、議会について、ひた隠しに、隠してきて、都合のいい時にだけ利用しておいて、あるいは意見を聞いて、後はみんな結果を持ってくるという式の関係になっているということが、この問題などについての、理解なり云々についても、いわゆる理事者側と議会との関係、あるいは担当常任委員会との意思疎通を欠いているということの具だと思ふ。不信感があるんですよ。これを払拭するというために、一体どうなのかということを経済まで言っている。本来この関係については、きちり対応していかなければならない状態、あるいは和解すると決めたんですから、それを承認をもらえるという状況というのは、皆さん作らないといけない訳や。しかし、必ずしもそういうふうな手続きをきちりと取ろうとしている状況ではないということから、僕は異例なんですけど、下司田池の関係についても、個人的にもありますんで、相手側ともいろいろ接触があつて、渦中に巻き込まれたひとりやから、そういう関係の痛みを感じさせていながら、全然言っていない。そういうことについての状況がどうであったのか、という関係を克明にもっと書いてあれば、その都度、その都度、議会との関係なり、進めてきたという事が分かるんですが、みんなボイコットしている訳や。だから、そういうふうな関係があるからこそ、一般質問のこういう関係を言わざるを得なくなりました。依然として、今度は経緯もしてあつて、私がちょっとメモ書きした部分でも、その部分についてはしょってしまっている。どうしてそういうことになるの。それ程簡単な問題ではなかったはずですよ。しかも、裁判の経緯についてはほとんど、私は総務から出た事ないんで、所管委員会出た事ないので、ある程度は理解しているつもりなんです。ところがそれについて、積極的に皆さんはどうしたんですか。常に、町長が言われるように、議会と相談しまして、議会と相談してやってきたと、

確かにそうではあるに違いないと思う。ところがそういう関係についても全然、出てきませんわな。言葉だけで、最終的にこうだと。ある意味で言葉悪いかもしれませんが、そののところに全く、旧官僚という官僚制が抜けてないと思うんですよ。不信というのはそこから出てくる。私は思うんや。私自身はまだそうなんですよ。ええかげん、都合のいいことばかり、さらしてという気やほんまに。こういう点について、皆さんどう思いますか。

助 役

下司田池の訴訟関係につきましては、先ほども課長が申しましたとおり、議員の皆様には心配をしていただきました。今も松田委員がおっしゃるように、できるだけ町として議員の皆様と相談する中で進めていく事にしてきた訳でございます。去年の11月26日の委員会におきまして、先ほどもご指摘いただきましたように、委員会のまとめとして、相手側が求める和解協議に応じるかどうかは、委員会論議を参考に顧問弁護士とも十分に打合せをし、町長の判断に委ねるとの結論を得ていただきました。そうした中で、今日まで5回の公判がございました。しかし、町としては結論をいただいた後、直ぐに和解案を提示したという状況でございます。その和解案に対して被告側が、その都度、その都度、応じてくるという事ではなかった訳でございます。したがって、我々はより慎重に進まなければならないと感じました。そういう関係もございましたので、町長の判断に委ねるとの結論を、我々は拡大解釈しながら、委員会とも十分相談し、また経緯を報告してしていかなければならなかったという反省に立っているところでございます。そういうことから、我々としてもこの問題については相当苦勞してまいりました。松田委員のご指摘によって、やはり委員会にも相談し、また報告する事によって、我々の苦勞してきたことが身が軽くなる訳でございます。そういう事も十分考えた中でやっっていかなければならないという事は、今までも思っていた訳ですが、今日までの5回の中で被告の条件というのがなかなか言って来なかったという事でございます。したがって、4月の和解調停の中で被告側が応

じるといような意向を示したと、それによって、6月6日の公判によって確定したと、こういう事でございます。いずれにいたしましても、町として、議会と車の両輪のごとく進まなければならない。これは当然、いつも思っている訳でございます。松田委員のご指摘については、今後反省しながら、進めてまいりたいと考えておりますので、その点、くれぐれもご理解願いたいと思う訳でございます。

松田委員　いろいろご苦勞を掛けている事も分かるし、相手のある事ですから、慎重に対応しなければならんという事も、私も否定しないんです。そうだと思います。そのために、うちわにも秘密にしなければならんという事ではないと思うんです。ちゃんと話をして、こういう条件で和解というんだから、こういうふうにしてきたんだと、いう事が示されて然るべきである。そういう事がなかった。なかって、一応、和解に到達した。和解に到達しなくて、確かに、それなりの金額で補償といいますから、解決金というのは必要だろうということは理解している訳で、どの程度で収まるかなということは思っていました。当然、どの程度提起するかということは聞かされていない。だから、これで和解したんだと、和解を整えたいということで、議会とご相談なさる訳ですから、そうすると和解の内容について、これはどうですか、これはどうですかということをお聞きする事は当たり前だと思うんです。聞かせてもらわないとしょうがない。そういう事で、委員長にも打合せの段階から、特にお願いしておいてくれといたしましたから、今日も説明があったと思うんですけど、財産区財産の関係での、特別会計では金額が500万円を切っているような状況ですから、金がないんだと、金がないところで支出にどういう結果が出てくるかという事について、対応するについては、やっぱりいろんな苦勞もあるし、いろんな関心も持っている事は事実だと。ですから、この関係についても、先ほど口頭説明はありましたんで、できれば、全議員の関心の持っていることだというふうに思いますけど、今回、財産区財産の処分を行なって、金を生み出そうと言っておいでになる訳ですから、それにつ

いての法的根拠というのはどうなるのか、という事について先ほど口頭説明はありました。これらの関係についてはより分からずという関係で、より理解を深めるという関係でしたら、文書できちっと整理をして併記をしてほしいと思うんですよ。そうしないと委員長報告になかなかしにくい。聞いただけで皆がそうかという問題でもないと思うんです。これは必ず、どういう処置の方法になって、どうしてそういう事になったんだということは聞かれるのは間違いない。その時に、答えられるようにするためにも、できるだけ正確なものとして、位置付けするためには文書で整理できるものはして、参考資料として我々もいただくということの配慮をしてもらわないと、あかんと思う。そういうためには、財産区財産の処分の関係、これについてはどういう法的根拠を持ってやっているのか、というのはどっちも町長小城利重となるんですから、財産区財産の関係も、会計の関係も町長になってくる、いう事になってくるし、しかも処分するという関係については、池でこういう関係というのはあるんだなと思ったんだけど、池と堤の関係を別にして、堤だけ分離して売ってしまうんだと、派手な事をやる訳だから、今度の場合。それは将来の水利に係わってくる問題ですから、かなり、池の管理権がどうなるのかということであるんだけど、随分大胆な処分方法を採用する訳ですから、しかもこれは一番深いとこの関係の、処分しようと言っている関係は。そういう関係から言って、法的根拠について、単価をどう決めたのかということ、今後の関係の、財産区の管理と水利組合の関係なんてのは今後の課題になると思うし、今直ちに結論出せと言っても、出せない問題だと思いますし、そういう問題についてはどう配慮しているのかということ、一応、和解の関係の結論として、その後の水利組合との関係なり、財産区財産の管理のあり方などについてはどうしていくのかと、いう関係はきっちりしてもらわないといかんと思うんです。いずれ、協定になるのか、規約になるのか、覚書になるのか、しらんけど、何かしておいでになるんでしょ。そういう考え方の関係の面であるとか、先ほど言われているように、補償の内容の確認の関係とか、という関係について可能な

限りは資料として提示をしていただきたいということを特にお願いしておきたいと思うんです。補償の関係で確認をしておきたいのは、先ほども言われているからそれでもいいんですが、274万円の関係というのは、向こうが不履行の場合に担保にとるんだという関係の面ですから、書かれている問題の費用は十分全額これで足りるんだというふうな額であるというふうに思うんですけど。そういうふうに理解をしておいていいのかどうか、という事がひとつと、8項目で書いている関係ですね、原告が被告に本和解の成立の日から被告が第1項の義務を履行するまでの間の賃料相当損害金の支払義務を免除するという、賃料相当損害金というのは何の事を意味しているのかと、いう事ちょっと聞かせてくれませんか。

はじめの関係の5項の(2)の関係は、先ほども質問があり答弁をいただけてますから、意味は分かりました。8の関係について、どういう事を言っているのかということだけ、聞かせてくれませんか。

企画財政
課長

274万円の関係でございますが、補償コンサルの方にお尋ねをいたしまして、また裁判で提示を受けました写真、あるいは図面等の資料を提示いたしまして、算出していただいた数字でございます。そういったことで、概算という事にはなりますが、これで十分いけるのではないかと理解しております。

2点目の賃料の相当損害金という事ですが、大字龍田財産区と釣り池との間での土地の使用貸借契約というのがございませぬ。そういった事で、第2項に、被告は原告に対し本件土地を権原なく占有している事を認める、という事で、言い替えれば、不法に占有をしているという状況にあると、そういった事で、いわゆる賃借料に相当するような金額分を損害金として支払うと、そういう意味でございます。ただ、今回の場合、和解という事でございまして、解決金1,500万円の他につきましては、何ら債権、債務もないという事で、この賃料相当損害金につきましては支払義務を免除するという事としたものでございます。

松田委員 よく分からないんだけど、1項というのは和解の1項を言っているわけでしょ。これを履行するまでの間に、賃貸相当料被害額を免除するということはどういう事か、これが分からない。どういう事なんですか、これは。だから、撤去すると、撤去するまでの間は、この判決が出て、この和解が成立した後、撤去するまでの間の賃料相当損害額の支払は免除するという、何があってももういいという事かな。この意味を聞いている訳だ。どういう事言うんですかと。

企画財政 和解が成立いたしますと、それ以後、場合によったら話し合いにより、課長 明渡しまでの間の賃貸契約をするという事は、別途可能でございます。ただ、そういった事はせずにおくという事の中で、賃料相当損害金につきましては改めて求めるものではないという事で、免除するという事です。

松田委員 素人だからですが、どうしてこの間だけ関係がここへ出てくるのかということが分からないんですよ。この間だけを規定しているとしたら、それまでの関係、裁判中の関係は一体どうなっているのか、それは免除するとも、免除しないとも言っていないんだから、当然あるのかと思ったら、それは契約してないんだからありませんと言って、私的に話をしたときにはそう言われたんですが、それになぜ、この事だけがここへ出てくるのかなとなって、素人なりの疑問です。5年間訴訟を起こしている間の関係というのは供託を受けているんだけど、その関係について、供託金どうなるんだと言ったら、それは結局被告の分だと、原告の側が貰う事にならへんと言って、私的に聞かされているんだけど、そういう事を言いながらここでまだ、4項で土地を明渡しまでの関係、和解して土地明渡しまでの間の関係については、免除するんだと言っているんだけど、そこら辺が分からんのです。なぜ、こんな事になって、その間だけいるんだと、それ以上は言わないんだと、そこらが分からんのです。この解釈だけ教えてほしい。和解文で解釈

がきっちりこうだと言えなかったら、何にもならん訳だ。と思うので。

総務部長 この関係につきましては、和解の日までにつきましては1,500万円で、いずれも解決いたしましよと、ただ、それで直ぐに明渡していただいたらいいんですが、猶予期間がありますので、その間の土地を占有されている間についてはどうするのかという問題があると思います。それについて何らかの賃料相当分を、我々としては貰わないといかんとなりますが、それについては相手方に免除しますということ。第9項に書いておりますように、本和解条項に定める他、何ら債権債務はないというようなことで、合意に至っておりますので、簡単に申し上げれば、そういった理解だと思えます。

松田委員 感が鈍いのかもしれませんが、今言われている9項との関係というのはおかしいと思う。9項は全く別のもんだ。8項と関連しない。関連しますか。僕は9項の関係は何も、8項の関係は、債務履行の関係はここであるのよな。8項と9項一緒に言って、9項で書いてるんやというけど、それにもならないと思うし、賃料相当損害金、この損害金、どう出てくるかというのはわからんという事かな、それとも、賃料相当損害金という事は、賃料という限りは金額の目処はついていると思うんだけど、これはどうなんのかな。

総務部長 賃料相当額と申し上げておりますのは、相手方と特に契約した中で賃料を定めておらないということでありますので、その相当額というように表現されておるといことで考えております。

松田委員 損害金というのは、どういう事が予想されるの。

総務部長 と申し上げますのは、本来ならば契約の中で賃料を請求できる立場にあります、それについてはそういう契約もいたしておらない、することもないことから、それを求めるとするならば損害金という形で

求めるという事になりますので、それについては相手方に求めないということをごさいますして、第9項の関係につきましてはおっしゃるとおりでございますが、考え方については、和解後、何ら、債権債務についてはないというような事で再確認をしているという中で、第8項に書いておりますが、それ以外について、債権債務が何らないというような関係で記載されておるとい事で考えております。

松田委員 言わなくていい事までくっつけて言うてくれるから、おかしなってくる。9項の関係なんか言わなくていい事、聞いていないんや、全然。8項だけを聞いているんや。8項までの関係の条件、9項についてはここに書いていない関係は何も言いませんよという事を言っている、それは分かっている。だから、その間、そういうふういろいろ書いている関係は、いつまでに渡しなさい、渡さない時にはこれだけ取りますよと、払いませんよと、いう事も分かるし、ほっていたら勝手にうちで処分してしまいますよと、それはそうだろうと思うんや。ただ、8項だけは、どういう事を意味しているんですかと聞いているだけなんで、それをあっちも、こっちも、くっ付けた関係で言うてくれるから、ややこしくなるんであって、賃料相当損害金の支払を免除すると、こういう関係については一体何を意味しているのやというような事で、結局僕の言いたいのは、和解事項を締結すると書いてもらって、それでええわというのではなくて、書いてある内容を本当に精査をして、十分理解をして誤解のないようにおかないと、後でその事どうのこうのいっても仕方ない訳です。そういう事で、とにかく、今日までの関係でも和解した後で、そうでなくて、こうやとか、ああやとか、言っつて、解釈が違つると、甲乙の関係について、そんなような事では困るから言っている訳だ。だから実際に、解釈がどうなんですかと、人によって考え方が違つとか、答弁が違つとかということでは困る訳や。そうでしょう、和解内容についての理解の仕方としては。それを確認をする意味で、どういうふう理解をしておいたらいいんでしょうかという事を言っているんであって。6ヶ月間は何も取らないという事

を意味しているんやろか。具体的に言ったら。

(「そのとおりです」との声)

松田委員　　そういう事だろうな。質問事項はそのくらいにしておきます。後、言っているように、必要な資料ですね、資料の関係というのは出してほしいと思いますし、今後の対応ですね、今後の対応についても、ちょっと考え方に触れておいてもらって、その関係については、ここで言っている関係というのは、和解をするという和解内容と和解に伴う関係での補償金との関係と支払条件ですね。それに伴う予算の措置の関係については、少なくとも町側の立場からいうと、この議会で議決してほしい。後の関係については、今後時間を掛けて、水利組合との関係とかやらないかんという事になるんだろうと思いますから、どういうふうに整理をしていくのか、というような方法で整理の仕方はあると思うんで、そういう整理の仕方を確認をしておかないと思うんです、総務委員会としては。そういう事であると同時に、経緯もありますので、地元対応、問題の処理をして議会との関係だけじゃなしに、住民との関係、水利組合との関係などがあるんですけど、やはり十分理解の内容を徹底させて、今後どうしていくかという事について、お互いに意思の齟齬がないようにしておかないといけないと思うんです。その辺のてだてというものは、どうしていくか、それらの考え方を聞かせてほしいという事等を確認をしておきたいと思います。

助 役　　今後の対応についてでございますが、この問題につきましては昭和55年の6月に管理に関する協約を締結いたしまして、その中では水利権者との契約を主にいただいている訳でございますが、5条の中で、水利権がなくなった場合の処置、非常に難しい条文になっておる訳で、そういう事も含め、また議会から平成10年6月16日に要請いただきました項目の3番目の農業用ため池としての本来的な役割機能が著しく減退している現状に鑑み、下司田池の財産区財産の有効活用、処

分を含めた方策について、抜本的な検討をすべきだという要請もいただいております。これらすべてを含めまして、今すぐ処置をするという事は難しい問題もありますが、この問題が解決した時点で、議会とも相談しながら、今後の管理について順次明確な方向を定めてまいりたいと、このように考えます。

総務部長 処分の法的根拠、価格の単価の算出、水利組合との関係、今助役の方から協約の関係については改めてという話がありますが、和解をした関係については水利組合、地元自治会にも話をしていくということにしてまいり、理解と協力を求めていきたいという方向で考えております。資料については取りまとめまして、最終日には渡せるような方向でやってまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

木澤委員 質問ではないんですが、長年懸案事項であった問題がこうして和解に至ったという事は、住民さんも心配されておったことから、今回よかったのではないかなと思うんですが、松田委員さんがおっしゃっておられましたように、今後この和解事項について、後々どうしてそういう事になったんだという事が明確に分かるように、やはり書類で残していただきたいということと、助役さんからも答弁いただいておりますが、住民さんとの関係の中で、しっかりと住民さんに理解がいただけるように、今後町としても、今後の管理等に関してしっかりやっていただきたいというふうに、意見として言わせていただいております。

西谷委員 水利権、今現在、下司田池のところで農業をされている人は何件になるのかというのと、まず、それだけ聞きます。

総務部長 今ところ、受益といたしましては4件ありまして、3反8畝ほど面積がございます。ただ、休耕とか、されておるところが多くございま

して、また畑にされたりとかということですので、特に下司田の水を使うというような中ではないです。ただ、実際に植えておられるのは、田を植えておられる方もおりますが、違う方法で水を得られている事かも分かりませんが、そういった状況になっております。

西谷委員 元々の経過を見る中では、結局、水利組合が山田さんとの中で、賃貸契約されて、ずっといてる中で、少なくとも今問題になっているのは、実質的に田んぼもないのに水利権だけが残って、それを買い取るのにすごい賠償をしているみたいな部分が、ここでないと思うんやけど、そういう事を考えたら、これを機会に、例えば水利権を放棄するとか、そういう担保みたいなものを取っておいた方がいいのではないかと。あるいは、この和解の中で井戸を埋めるという部分、井戸そのものがどのくらいの能力があるのか分かりませんが、例えば担保としてそういう分だけ、わざわざある井戸を埋めるんやなくて、そのまま残して、なんかの時に使えるとか、そんな部分は考えられないのか。水利組合との協議の中で、水利権を含めてそういうものを放棄するという部分とか、万が一の部分の中では井戸はとりあえず確保しておくみたいな、そういうちょっと矛盾するかも分からないが、その辺のところ、将来どう考えているのかという部分を、もう少し具体的に教えていただきたい。

助 役 水利権といいますのは、やはり慣行によって、これまであった権利でございます。そういうことから、農地がなくなる限りは水利権は水利組合に保持されるだろうと、このように判断いたします。そういう事も含めまして、先ほど申し上げましたように、この問題の解決後、十分水利組合とも、また議会とも話をして、この管理について明確化できるような措置を講じてまいりたいと考えています。

ただ、本ため池については、流域が非常に少ないということで、昔は下水も雨水も関係なく入っていましたが、下水を省いたという関係から、雨水しか入らないという事態が起こっている状態でございます。

これから水管理面をどうしていくかということが、これから気になる訳でございます。十分町として、付近住民に迷惑を掛けないような形で管理をしていきたいと考えております。

松田委員 僕は、特に、後の処理の関係をとっているのは、下司田池の水利組合という関係が本当に機能する状況にあるのかどうか、ということなんです。4、5人ほどになってきている訳です。みんな権利放棄をしていると。今後、水利権は水利組合が持っているという形で、ずっと言っておいて、その関係を行行使する形を言われるんですけども、水利組合と財産区の関係について、どういう今後、整理をしていくのか、契約するのか、という関係があると思うんです。例えば、水利権があるとしてみて、水利権があつて、今度営業権をみんな取ってしまうわけですが、営業的な関係は全然認めないという関係の協約をするとか、あるいは工作物の関係からいってみても、水利という関係はほとんどなくなっている状態ですから、水利権を放棄する時について、必ずしも無償で放棄するとか、というような関係できっちりしておかないといけないし、水利権は一応あるけれども、水利権について受益を求めるという関係、あつてはならんとか、あるいは言うような関係をきちっと決めて、そして将来的にも問題のないようにしておかないと、いけない。しかも、水利の関係も、放っておかれないから、とにかく歯を食いしばってやっているんだと、土手の草刈ですか、それで精一杯だと、現実には。それだけでも四苦八苦していると聞くけど、それが全部かどうか知りませんが、そういうふうな関係からいきますと、早晚これは見えてくるような感じがしますから、その時に、ここに財産分与するわけにいかない訳ですから、できないし、処理をする訳にもいかん訳ですから、その辺の関係もあつてですね、本来なら無償なら、無償という関係にして、きちっとした後で悶着が起きないような関係の協定をしないおさんないかんやろなど、これを機にですよ、というように思うんです。そういう意味での水利権の関係なり、財産区との関係なり、そういった面について一度整理をして、きちっと後で悶

着起きないように対応を考えておいてほしいと、それは今直ちにせよと言ってもなかなかできない事でしょうから、とりあえずの関係の処置をして、後の関係で遅くなった問題についてはそういう事がありますから、それらについては対応を十分怠りなくやってほしいと言うことを申し上げているんですよ。分かってもらっていると思います。

森河委員 資料2-1の取り交わし条件の、これいただいている、先方も同じの持っておられますね。向こうの弁護士とこちらの弁護士の、双方のよってこれやったと、いうことですね。これによって、私、山田さんですか、ご辛抱されたなというようなこと、理事者もよくやってくれたなと、水利組合の本当に取っ掛かりが、我々受けている訳です。先ほど藤原課長が何も契約ないと、釣堀せいという町との契約はないけど、水利組合との契約はありましたやろ。それをみな、我々が受けとるんやから、これ本当に向こうさんが、これで辛抱していければ、先ほどの委員さんがいろいろな意見を言われた資料は、私はこんなものは、早く決着つけてほしいね。よくここまで、双方の弁護士で決められて、これで来られたというようなこと、有り難いなと思ってます。本来は水利組合と山田さんの、やらなん問題や。それを町が代理で受けとるわけや。こんな簡単なもんや。だから、早く片つけるんだったら、このままつけてあげてくれて、本人なんぼ入んの、初め1億や、2億や言うて、いろいろな問題が回ってきました。我々でも本当にいろいろな所から話入り、大きな被害ですわ。町としてもできたら、これでいくもんなら、いくように、議会としてもこれでいける方法ね、取れるように議長にお願いして、できたら、穏便にやれるような方法でとってもらって、私はいごいてほしいなと、思ってます。いつまでも引っ張って、言うのはおかしい、こんな問題。そういう点で、よくここまで頑張ってもらって、相手に得心してもらって、後は水利組合との町との今後の、池がどうするかなどの問題を解決だけしておいてください。それだけお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

先ほど委員から最終日に資料として提出を要望しておりました資料についてはよろしくお願いいたします。

本件については、追加議案として提出が予定されているものとしてあらかじめ報告を受けたということで終わっておきたいと思いますがよろしいか。

(異議なし)

委員長 本件については以上で終わります。

次に、各課の報告事項について

(1) 斑鳩町財政健全化検討住民会議について、理事者の報告を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政 それでは、資料3をご覧くださいと思います。

課長 財政健全化検討住民会議につきましては、これまで予算審査特別委員会、総務常任委員会においてご説明申し上げ、また、議員皆様からご意見をいただいているところでございます。

内容といたしましては、これまで申し上げてきたことと同じ内容ではございますが、これらを明確化し、斑鳩町財政健全化検討住民会議設置要綱を定めることといたしました。

まず、会議の目的及び設置でございますが、第1条として「斑鳩町財政の健全化を図るため、今後の財政運営の方向性と個別事業のあり方や改善方策、行政と住民の果たすべき役割のあり方等について提言を行うことを目的として、斑鳩町財政健全化検討住民会議を設置する。」というものでございます。

次に、会議の所掌事務といたしまして、「第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。(1) 町政運営における問題点の分析、課題解消に向けた財政運営の基本方針の検討、(2) 町が実施する各種事業、施策にかかる方向性の検討、(3) 住民と行政の役割分担等の検討、(4) その他財政健全化にかかる必要事項の検討」をこの会議で行っていただきたいと考えております。

次に構成でございますが、「第3条 会議は、9人以内の委員をもって構成する。」、第2項として「委員は、学識経験者及び住民代表から町長が委嘱する。」こととしております。9名の内訳でございますが、行政改革大綱との整合性を図るため行政改革推進委員会委員から正副委員長及び公募による住民代表者の4名の委嘱をしたいと考えております。また、民間経営の視点からご意見をいただくため、民間企業の代表者等、また専門的知識を有する方として大学教員、税理士、会計士等から3名の方を委嘱したいと考えております。これの委員については、現在、人選を行っているところでございます。また、住民と行政との協働の観点から、住民からの公募といたしまして、男女各1名を委嘱することとしております。公募委員につきましては、既に広報で募集をいたしまして、男性3名、女性1名の応募がございました。去る6月13日に本人又は代理人の方に役場におこしいたごき抽選をし、委員を決定したところでございます。委員全てが決定をいたしましたら、議員皆様にご報告申し上げたいとおもいますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、「委員の任期は1年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。」としております。会議につきましては、概ね8回程度の開催を予定しており、1年以内に答申をいただければと考えておるところでございます。なお、前回の委員会におきましても申し上げましたように、平成18年度予算に反映できるものについては、反映をさせていきたいと考えておりますので、できるだけ早い時期に中間のとりまとめをいただきたいと考えております。その節には、総務常任委員会にご相談申し上げたいと存じます

のでどうかよろしくお願ひ申し上げます。会議の立ち上げが遅れまして誠に申し訳ないのでございますが、中間取りまとめの時期によっては、大変恐縮ではございますが、正副委員長にご相談申し上げまして、臨時に総務常任委員会の開催をお願いすることとなるかも知れませんが、どうか委員皆様にはご了承いただき、ご高配を賜りたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、第4条には会長及び副会長の規定、第5条には会議の招集について規定をしております。

次に、関係者の出席ということで、「会議において、会長が必要であると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。」としております。これまでも申し上げましたように、財政健全化は、今後の斑鳩町の将来を大きく左右する重要課題でもありますので、住民会議全ておまかせにするということではなしに、我々行政も積極的に会議に加わりまして、財政健全化の方策を提案していきたいと考えております。

次に、事務局につきましては、企画財政課としております。

以上、会議設置要綱のご説明とさせていただきます。

なお現在、会議に提出いたします財政状況や財政見通し等の審議に必要な基礎資料の作成、また、これと並行いたしまして、行政機構の見直し、補助金の見直し、施設等の民間委託、職員給与等の見直しなどについて、会議に具体的な提案をいたしたく、調査研究と検討を進めているところでございます。

先ほども申し上げましたように、早急に委員の人選をいたしまして、遅くとも7月中旬までには第1回の会議を開催いたしたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、会議設置要綱のご説明と現在の状況のご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

西谷委員 財政健全化検討住民会議、結構こういう会合の中では、団体の、例えば自治会連合会代表とか、商工会代表みたいなものが、往々にしてこういう会議の中で代表として委員として選ばれるのが、これまでの通例だと思うんですが、今回の場合はこのような形の中で、そのような方の検討というのはされているんですか。

企画財政課長 先ほども委員の選任方法について申し上げましたように、やはり、財政という難しい問題でございます。そういった事で、ひとつは民間の考え方というんですか、そういった視点からみていただくということで経営者、また財政に詳しい大学の教員、あるいは財政に精通しております税理士、会計士など、そういった方からできるだけ選任したいと考えています。そういった意味では団体の代表者というふうには考えておりません。

西谷委員 それを聞いて安心したんですが、僕らが心配するのはこういう事をやっても自分らの団体へ補助金を上げてくれとか、研修費を削られたからなんでやねんみたいな、そんな人ら入ってもらってもあんまり意味がないと思いますので、今言われた形で人選をしていただきたいと思います。

松田委員 非常に、この対応について不満なんです。これが単独町制を執行して、18年度から財源の健全化に積極的に取り組もうとするには、あまりにも緩慢過ぎると、今日も聞こうと思って書いてきたんですが、住民検討会議の立ち上げはいつだと、言ったら、先ほどの説明ですけども、今人選中だと、そして7月中旬に立ち上げすると、初めは8月中には中間答申的なものを受けて、18年度から実行できるものはしていくんやという意気込み的なことを言いながら、まだ7月中頃までできない。そして今年度一年分の任期しかないということ言うていながら、8回やるんやと、ひと月に1回必ずやるということですね、それ以上にやっていかんとできない。全く、こういう関係でお聞きを

していると、形式的にしているというようにしか思えません。熱意が感じられないけど、そういう意味で言っても仕方ないかわらんけど、9人と初めから言うてんねさかい、今頃どうのこうのと、この人をお願いしようと、その時の構想があるはずなんや。未だに決まらないんやね。特に、全部が決まらんのかなやろうと思うんやけど、特に公募の関係については広報にも書いてましたよね、遅いんと違うかと言ってただけど、こんな事で全くメインにして、目玉のような関係で宣伝して、積極性を示したような格好でいながら、全く積極的でないと、結局、口で唱えているだけ事や、格好つけているだけの事やというふうに思われて仕方がないですけど、本当に、この関係に期待していくことになるのかどうか、心配で仕方がないんですよ。そういう意味で、今になってこんな事言うてるけども、中身変わったことない。メンバーの関係、未だに決まらんと、というような事でいて、一体何をしているんだと、住民検討会議の関係も立ち上げしてやっていこうやないかというて、直ぐにでも掛かっていかんとあかん問題でしょう。しかも18年度に取り入れられるものは取り入れていこうと言っている。今になってまだ、半分進んでもね、その対応ができませんねやと、言うような事で、本当に審議をする価値があるんかなと、こけにされているんと違うかなと思うんです。あまりにも、議会なり、委員会を出汁にしたらいかんよ。そう思うんや。こんなもんで、熱意なんて見えないですよ。どうぞ、どうぞ、自分らの思うようにしてください言わんなしやあない。極めて不満です、これは。対応がですよ。中身はしようがないから、やってみるけど、大声出して言ってみてもしようがないんかわらんけど。本当に積極性が疑われるという事を強く指摘しておきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、（２）青色防犯パトロールの実施について、理事者の報告を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは青色防犯パトロールの実施についてでございます。
犯罪や事故、災害の被害を未然に防止するため、また地域における防犯意識の高揚、犯罪抑止機能を高めるため、当町の公用車の一部に青色の回転灯を取り付けてパトロールを行い、パトロール活動の市民性等を高める事により、防犯活動のより一層の充実を図ることといたしました。この取り組みにつきましては西和警察署管内の7つの町が西和警察署からの働きかけにより同時に設置を行うものであります。青色防犯パトロールの設置につきましては警察の認可制でありますことから、現在、青色防犯パトロールの認可団体の申請を行っているところでございまして、来る7月13日には7町が同時に認可される見込みから、現在青色灯を取り付ける公用車の申請手続き、また、青色防犯パトロールを行うことが出来る職員の養成、これは警察での講習の受講でございますが、こういったことを行うことなどで、その設置に向けて準備を行っているところでございます。また、青色防犯パトロールの方法でございますが、警察及び地方運輸局で認可を受けた公用車の屋根に青色回転灯を1個取り付けて使用し、自動車の車体には防犯パトロール中である旨の明確な表示を行うこととなっております。その際には、警察本部長が交付する標章及びパトロール実施者証を携行することとなっております。

青色防犯パトロールの活動につきましては斑鳩町内に限られておりますが、当町職員による定期的なパトロールをはじめ、斑鳩町生活安全推進協議会、青少年問題協議会、地域安全推進協議会等の防犯関係団体ともご相談申し上げ、また連携を図りながら、自主防犯パトロールによる警戒活動を実施してまいりたいと考えております。

以上、青色防犯パトロールの設置の概要につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(3) 子ども模擬議会について理事者の報告を求めます。
野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 子ども模擬議会の開催に当たりましての説明をさせていただきます。
平成7年度以来実施してまいりました子ども模擬議会も、本年度11回を迎えることとなりました。子ども模擬議会につきましては、斑鳩町の様子や奈良県の暮らし、日本の経済、歴史、政治等を基礎に、斑鳩町や身の回りのことを考えながら、1日議員として議会議場において意見や希望を発表する事によりまして、郷土に対します愛着を深めるとともに、行政や議会に関心を持つ機会作りを狙いといたしまして、斑鳩町、斑鳩町議会、斑鳩町教育委員会の3者で共催して、開催いただいているものでございます。今回も開催させていただくに当たりまして、先般中西議長と打合せをさせていただきまして、日程等を協議させていただきました結果、来る8月11日、木曜日に開催をすることとさせていただきます。当日は午前9時半から正午までの予定でございまして、議会議場をお借りいたしまして、町内の小学校6年生と中学校1年生の約20名以内の児童、生徒が町長をはじめといたします理事者に対しまして、意見や希望を述べ、町理事者がこれに答えるという一般質問の形式で執り行うものでございます。また、前日の8月10日、水曜日につきましては、午前中、議場をお借りいたしましてリハーサルを行う予定でございます。議長におかれましては、誠にご多忙中の中、2日間に渡りまして、ご協力いただくわけでございますが、この事につきましても、快くご承諾いただいております。今後、各小中学校におきまして議員の選出等、進めていただくこととなっております。8月11日の当日につきましては、選出されました1日議員ばかりでなく、他の児童や保護者の方にも傍聴いただくよう、

周知してまいりたいと考えております。

以上、子ども模擬議会の開催についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(4)「斑鳩町子ども読書活動推進計画」について理事者の報告を求めます。阪野生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは斑鳩町子ども読書活動推進計画について、ご報告申し上げます。

平成13年12月に国が子どもの読書活動の推進に関する法律を公布したことを受けまして、当町においても平成15年12月開催の13回の斑鳩町図書館協議会において、斑鳩町子ども読書活動推進計画の作成の提案があり、平成16年1月から斑鳩町子ども読書活動推進計画(案)の作成に取り掛かったものでございます。県内では既に、橿原市、生駒市、川西町、川上村等が計画を作成しておられまして、他に当町を含めまして17の市と町が策定中でございます。

推進計画の作成の趣旨でございますが、子どもたちにより絵本を提供し、幼いころから読書に親しむ習慣を付けさせたい、また、同時によい読書環境を作ってあげたいというのは、我々の願いです。しかしこの思いと並行して、いつの時代にも子どもたちがあまり本を読まないという現象があります。この現象に歯止めをかけるひとつの方策として、家庭、地域、学校が一体となり、子どもの読書活動に関心を持ち、子どもたちのよい読書習慣と環境を与えるよう努力していく必要があると考えているところでございます。この計画作成に取り組むきっかけになったのは、これらを受けまして平成13年国が策定した子どもの読書活動の推進に関する法律と平成15年文部科学省が告示い

たしました子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要です。これらを受け、奈良県においても平成15年7月、奈良県子ども読書活動推進計画が策定され、県内各市町村はその実施に向けての努力目標を策定しつつあるというのが現状でございます。

当町では図書館協議会を中心に、地域、小中学校、幼稚園、保育所、図書館で協議体制を作り、図書館を事務局といたしまして、協議の場を授け、とりまとめを行っていたものでございます。今後、図書館ではこの計画書を活用いたしまして、子どもの読書活動の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上で斑鳩町子ども読書活動推進計画の策定についての報告を終わります。よろしくご理解の程、お願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 他に、理事者側から報告はありませんか。

(消防運営委員会開催について報告)

委員長 以上、これら各課報告事項については、説明報告を受け、了承したということで終わります。

次に、その他について委員の方から質疑、意見等があればお受けいたします。

松田委員 2点申し上げておきたいと思うんですが、6月議会の冒頭に町長が、町が進めている事業の考え方と現状の説明をしていることで、述べておいでになります。その中で教育特区の対応についてお述べになっているんですが、確かこの事項などについては、今日までも議論をした

事がありますし、総務常任委員会の所管事項でもあると思うんですが、その中では特に小中学校の一貫教育の取組みについて、道徳教育の実施、英会話の実施、心理的負担の軽減を図る取組みであるとか、という関係をお述べになっているんですが、その事が悪いと言うんじゃないです。なぜこういう関係について所管の委員会に全然、相談なり、報告なりないのかなというふうに思うんです。だからそういう面について、いつものように子ども議会とか何とかという関係だけですね、ということで、仮は議論があるなと思うような関係について言っていないと、そういう感覚の認識というのは一体どうなっているのかというのがひとつ、2つは、午後の会議の関係もあるんですが、広報の関係で今月号でしたか、避難箇所の関係、一覧が出てましたね。避難箇所の関係について、あれは何のための、何の時に避難する関係を書いているのかなというふうに思うんです。地震、火災、災害、水害、いろいろあると思うんですけど、結局、建物を言っているのか、場所を言っているのか、分からんのですが、耐震関係というのはどうなっているんでしょうね。そういう建物にそえる状態になっているんでしょうかという疑問があるんです。結局、場所を書いているんですが、建物のどこへ行けという事になるのか、わからんし、どの場所がどうなのか分からんし、そこに人が必ず常駐しているという事でもないと思う、というような関係について形式的になってはいないかなと、避難箇所できめてきて、十分避難箇所として適応できるするならば、避難場所に非常用品の確保とかなんとか、考えたらいいと思うんですが、そういう事もない。老朽化して、廃止しようかと言っているような、厚生年金会館というようなものも入っている。災害の時には、自らが一番心配だと言っているような西小学校の関係、他の保育所とか、あゆみの家とか、みんな入っているんですけど、そこらの関係も耐震関係は一体どうなっているんだろうか、管理者がおらへんやないかと、いつでも、というような関係ついてどういう関係で指定して、どういう関係で活用しようとしているのか、全く形式的に終わっているんじゃないかというふうに思う。その辺はどう考えているのかという事がひ

とつと、同じように広報いかるがの関係で、避難する時の心得の関係も書いているんですけど、その中で長靴はだめと書いている、避難する時に。確かに、長靴重たい云々いうんやろなと思うんやけど、消防活動の関係はみんな長靴履いている訳や。僕らも老人会の関係なんかで言うているけど、家にいて物が倒れたり、なんかりして、足元が危険で裸足はいかんと。ところが長靴だと直ぐ履けるし、素足で絶対避難なんかしたりするなよと、家の中で言っているんだけど、長靴一番いいと言っているけど、あかんと書いてある。長靴をだめと書いている関係というのは、ちょっと言葉が足りないのではと、身軽な服装で避難してくれという関係についての意味やろなと思うんやけど、いきなり長靴だめと言ってしまうと、消防活動している人みんな長靴履いている訳や。そういうふうな関係になんであかんとするんやろとなると思うんで、ああいう書き方というのは、もう少し慣例的になんかを見て書いているんやろうと思うけど、考えたらいいと違うかなと。特に最近の関係、広報その他の関係で、災害等の避難、ここへPRしてくれてますけど、結構な事だと思うんです。ところが、中身があまりにも整っていない形式的な関係になっているように思うんですけど、その辺について十分な配慮も必要と違うのかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

教育長

小中一貫教育につきましての報告がなかったという事で大変申し訳なかったと思います。昨年、一昨年と2年間に渡って、学校の先生方を中心に斑鳩町での一貫教育ということについて協議を調査研究をしてまいりました。斑鳩町の場合、一貫教育というよりも小中連携を中心とした学習といいますか、運営といいますか、そういうものが一番妥当であろうと、こういう結論を得ましたことから、本年度からその具体化に向けて、取り組んでいく所でございます。答申等につきましてもいただいておりますので、また、議員皆さん方にご配布させていただきたいと思っております。

総務課長

6月広報の関係でございます。耐震性の建物でございますが、避難所20箇所指定をさせていただいておりますが、全てが全て耐震性があるというものではございません。特に、学校関係につきましては耐震性が整っていないというふうには多いと考えております。これにつきましては、地震の場合には危険ではございますが、風水害につきましては耐震性でなくとも避難所としては十分活用できるのかなと考えております。それから、西小学校の関係ですが、これにつきましては風水害の際、あの地域におきましては浸水があります。こういった時にはケースバイケースとして、西小学校を避難所として指定しない、その場合に近くの地域の公民館であるとか、厚生年金いかるが荘、来年度でなくなるということですが、現在でしたら、近くの避難所の方を指定すると、そして、避難誘導につきましては消防団員、及び警察が防災マニュアルでは避難誘導するというふうになっておりますので、また町の職員も広報活動を行なう中で、西小学校の避難所ができない場合の対応を考えてまいりたいと考えております。また、管理者がいないということでございますが、避難所につきましては、大きな災害が起こり、地震とかでしたら、一斉に災害が起こる訳でございますが、この場合には防災マニュアルに基づきまして、施設の管理者が自動的に避難所を開設することになっております。その際には、その施設の中では備蓄用品等は備えておりませんが、本年度より事務員の増強も行なってまいります中、随時今後、避難施設の中にも避難所としてできるような備蓄品関係を整えていく事を、今、検討している所でございますので、よろしくお願いを申し上げます。また、避難する時の長靴でございますが、これにつきましては、通常、避難している最中に、とっさに走り難いとか、活動し難いということで、長靴をできたら避難の時には着用しないということのことで、長靴がだめという、確かに言葉が足りなかったことにつきましては、今後気をつけてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますように、おねがいを申し上げます。その他、広報の中身、紙面の関係もございまして、まだまだ不十分な内容でございましたが、今後、逐次追加でそういっ

た避難等に関します情報につきましては、広報に連載をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

松田委員 今、言われている事なんてのは、こういう時にはという関係だけですよね、避難所として指定している関係について、選別して言ってないでしょ、住民に。ところが、小手先で言うと、地震の時はこうだけど、そうでないときはこうやと、そんなんやったら、安全なところへ行けよと言うだけでいいんですやん。そういう説明が整ってない、形式的に言って、ちよっともそういう事になってない。もう少し、避難所として指定する限りにおいては、避難所らしい設備の条件を整えた上で、責任を持って住民に避難する際にそこへ行ってくださいと言える状態にしないとだめだということを行っている訳です。だから、そういう書き方というのは色々な面で、簡略化して分かり易いようにするということについては分かるけども、住民が最も関心を持っている問題であるからこそ、そういう面についてはもう少し慎重に、誤解を与えないような関係でのPRをしてほしいということをお願いをしたいということなんです。それだけ申し上げておきます。これは、いろいろ言うてくれるけども、防災要覧の関係があるんや、あれにいろいろ書いてますけど、結局、書いているということであって、実際に実行して、我々が一住民として利用したり、その時にいざという時に活用しようかという、あの関係について、ゼロだといいますが、実態にそぐわない関係というのはかなりあるなということをおし上げておきたいと思うんです。しかもそれが、そうでない、きちりとして、整理してできてるなという関係にしてもらわないと、いかんし、例えば避難所の関係、いろいろ指定している、学校いうけど、学校というのは常に生徒の問題、学校以外の関係、結構、言うてきますよね。指定してある訳、いうたら悪いけど、耐震関係もなにも全然ないと、人がおらへんと、言うような関係とか、ある訳です。どんな時に、どんなふうにして、その辺の周辺行ったらいいのか、いう事になりますから矛盾があるのと違うかというような事を感じましたので、申し

上げたということで、終わっておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 その他についてもこれをもって終ります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午後 12時 14分 閉会)